

三次市立三和中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立三和中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、共通認識、共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、三次市立三和中学校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の完成を目指して、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については、特別な指導をする。

- (1) 徒歩通学は、歩道でのマナーを守り（入学時「通学路届」で確認している）、通学路を通る。
- (2) 自転車通学は、本校の自転車通学ルールに従い、安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは記名の上、着用することとし、自転車へ学校が発行する自転車許可シールを所定の位置に貼り付ける。自転車は、可能な限り後ろに荷台が装着されたものを使用する。また、荷物は荷台がある場合、荷台にくくるなど、固定して安全に走行できることにすること。雨天の場合は、ベージュなどの明るい色のカッパを着用する。（学校指定はなし。）

なお、ヘルメット未着用、あごひもはずし、2人乗り、改造自転車、自転車通学許可違反等については、特別な指導をする。

- (3) 登下校時、安全タスキを着用する。
- (4) 登下校時、店等に立ち寄らない。（買い物等の禁止）
- (5) 上記に関する違反があった場合、段階的な指導をする。指導に従わない場合や事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行う等の対応をする。

○違反1回目：生徒へ口頭による指導を行い、反省文を書くこととする。

○違反2回目：生徒へ口頭による指導、反省文を書くことを行い、保護者へ連絡する。

○違反3回目：生徒へ口頭による指導、反省文を書くことを行い、保護者へ来校を要請する。別紙「自転車での違反等についての連絡」を用いて通知を行い、1週間の自転車通学停止とする。さらに違反を繰り返す場合は、無期限の停止となる場合がある。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

- (1) 日課の開始は8時25分とし、8時20分までに教室に入って、着席する。
- (2) 欠席の場合、8時20分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時20分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。
- (4) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。また、体調不良等で早退しなければならない場合は、保護者と連絡をとり、原則、保護者に迎えに来てもらう。

(5) 原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。また、高校入試や就職活動等に対応できるものを基準とする。

改善が見られない場合、現状の回復を図るために特別な指導を行う。

(1) 中学生らしい髪形（極端な刈り上げや特異なカットをしない等）にすること。

①男子生徒

ア 短髪を基本とし、前髪は、目にかかるない長さとする。

イ 横髪は、耳にかかるない長さとする。

ウ 後髪は、肩にかかるない長さとする。

②女子生徒

ア 前髪は、目にかかるない髪の長さとする。

イ 前髪が眉にかかる場合は、ピンで止める。

ウ 後髪は、肩にかかるない長さとする。

エ 後髪が肩にかかる場合は、ゴムで束ねる。

ゴムで束ねる場合は、耳より低い位置で後に1つで束ねる。

オ 髮止め用のゴムやピンを使用する場合は、黒を基調とし、派手なもの・高価なものは禁止する。

(2) 頭髪の加工（染色・脱色・着毛・パーマ・アイロン・そりこみ・不自然な髪型等）をしたり、整髪料を使用したりすることは禁止する。

(3) 上記に関する違反があった場合、その場で直すよう指導するとともに、次のような段階的な指導をする。指導に従わない場合や事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行う等の対応をする。

○指導1回目：厳重注意、保護者連絡

○指導2回目：特別な指導、保護者来校

○(2)については、別室指導を行う。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1) 口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧品類を使用しない。

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装飾品をつけない。

(4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工をしない。

(5) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

○ 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子（ジュース、アメ、ガム等）、装飾品、ナイフやライター等の危険物等の持ち込みを禁止とする。

○ 飲み物を持参する場合は、原則、お茶か水に限る。また、飲み物は水筒に入れること。ペットボトルの持ち込みは禁止する。

○ 不要物の違反があった場合は、学校で預かり、原則として保護者に返す。但し、菓子類は廃棄する。

(6) 上記に関する違反があった場合、その場で指導し、学校の一時預かりとする。なお、指導の段階は第4条（3）と同様に行う。指導に従わない場合や事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行う等の対応をする。

(指導・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1) 制服は本校の服装の規程に準じて正しく着用する。

①男子制服

(冬服) ブレザー、ネクタイ、長袖カッターシャツ、スラックス、ベルト

(夏服) 半袖カッターシャツ(ネクタイはしない)、スラックス、ベルト

②女子制服

(冬服) ブレザー、リボン、長袖ブラウス、スカートまたはスラックス

(夏服) 半袖ブラウス(リボンはしない)、スカートまたはスラックス

※学生用ベルトを必ず着用する。

③男女共通

男女ともに夏服でのベスト等の着用はしない。

④服装の移行

6月1日と10月1日を衣替えの基準日とし、原則として前後1ヶ月を移行期間とする。

(2) シャツ・下着

①カッターシャツ及びブラウスは、白地・無地のものを着用し、ズボン及びスカートの中に入れる。

②衛生面、自己防衛面を含めて、必ず下着を着用する。色柄ものの肌着は禁止とし、色は白とする。また、襟や袖からはみ出さないようにする。

(3) スラックス・スカート

①男女のスラックス

学校指定のスラックスで学生用ベルトを必ず着用する。腰パン(スラックスをずらした着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れる)、変形等は禁止とする。

②女子のスカート

学校指定のスカートを着用する。スカートの腹部を折り曲げない。スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。

(4) 靴下

①白色、黒色、紺色のいずれかで無地のものとする。ルーズソックス、くるぶしが隠れない短いもの、色柄の入っているものは禁

止とする。(ワンポイントは可)

(5) 通学靴

①白い運動靴とし、ひもも白色とする。登下校や学習で使用することから運動に適した機能的なシューズを使用する。かかとを踏まない。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

③運動靴が雨や雪で濡れて、別の靴を履いて登校する場合等には、登校後に職員室へ申し出る。

(6) 上履き・体育館シューズ

①学校の指定のものを使用する。かかとをふまない。

②かかとの部分に必ず記名する。

(7) 名札

①学校の指定のものを使用する。

(8) セーター・ベスト

①学校の指定のものを使用する。

②制服の裾からからはみ出さない。また、袖は手首より短いものを使用する。

③原則、上着の下に着用する。上着を着用せず、セーター・ベストだけで、学校生活を送ることは禁止する。

(9) ウィンドブレーカー等、防寒着

①冬季の防寒着は、原則、登下校時のみで着用し、室内では着用しない。許可があれば学習や部活動でも着用できる。

②学校または部活動で共同購入したものを使用する。華美でなく、暗くても目立つ明るい色にする。

③女子のストッキング(タイツを含む)の使用は認めない。

(10) 通学カバン

①学校が指定するものを使用する。

②予備バッグは華美ではないものを使用し、学習用具と体操服等を分けて入れる。

③カバンに装飾品等をつけない。

(11) 上記に関する違反があった場合、その場で直すよう指導する。なお、指導の段階は第4条(3)と同様に行う。指導に従わない場

合や事実が重大な場合には保護者と連携し、特別な指導を行う等の対応をする。

2 生徒指導

(学校生活)

学校生活に関し、生徒は次のことを順守する。違反を繰り返す生徒には、特別な指導を行う。

第7条 校内での生活については、次のことを指導する。

(1) 挨拶・言葉づかい

- ①校内や登下校において、互いに気持ちの良い挨拶、会釈をする。
- ②授業や行事、集会等では、礼儀正しく、大きな声で挨拶をする。
- ③職員室や保健室等への入退出時は、きちんと礼をし、用件をしっかり伝える。
- ④学校生活のあらゆる場面で言葉づかいに注意し、適切で丁寧な言葉づかいをする。

(2) 授業・部活動

- ①授業や部活動に意欲的に取り組む。
- ②自分の持ち物には、必ず記名する。
- ③時間（チャイムの合図等）を守る。
- ④学習については、各教科の先生の指示を守り、挨拶、返事、言葉づかいを適切に行う。
- ⑤部活動については、「三和中学校部活動規程」に従い、全生徒が活動を行う。

(3) 休憩時間

- ①校外や、立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は、静かに聞く。
- ③特別教室や他学年の教室には、勝手に入らない。
- ④廊下等、校内を走らない。
- ⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑥整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）

(4) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校

から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(5) 給食

- ①衛生面に注意して給食当番等をする。
- ②原則、ランチルームで給食を食べる。

(6) 掃除

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。
- ②校舎や用具を大切にし、すすんで環境美化を図る。

(7) 教育相談

- ①学校は、生徒、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや子ども応援センター等と連携する。

(8) その他

- ①忘れ物等で再登校する場合及び休日に学校へ入退校する場合は、制服で登校する。但し、休業日の部活動については、体操服で登下校してもよい。
- ②学校内の施設設備、備品等を破損した場合は、原則弁償とする。また、発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。
- ③ケガや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、原則、三和中学校体育館駐車場で乗降車する。
- ④卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、正面玄関で受付し、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、敷地外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

生徒は、法令・法規を遵守して学校生活を送るとともに、時と場に応じた言動をとる必要がある。この章については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。指導を繰り返す生徒の場合は、特別な指導を行う。

第8条 校外の生活については次のことを指導する。

(1) 家庭生活の日課を立て、早寝、早起き等、規則正しい生活を送る。

(2) 家庭学習は、予習復習等の計画を立て、継続して自主的に取り組む。

(3) アルバイトは禁止する。

(4) 外出の際は次のことを守る。

①生徒だけでの町外への外出は原則禁止する。

②生徒だけでの娯楽施設への入店（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）は禁止する。

(5) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊は禁止する。

①保護者は、夜間（午後11時から翌日午前4時までの時間）生徒を外出させないようにする。

②保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、保護者同伴の場合であっても、夜間の利用はさせないようにする。

(6) 情報通信機器

①本市は、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。これを受け、本校でも携帯電話の持ち込みを禁止する。

②保護者は、携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話等の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努

める。

(7) 酒・たばこ類等の購入

①生徒は、酒・たばこ類等を購入しない。

②保護者は、酒、たばこ類等を生徒に購入させない。

(8) 危険箇所への立入り

①生徒は、危険箇所や立入禁止場所、廃屋、池等に立ち入らない。

②保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に生徒を立入らせないようにする。

(9) 交通違反

①生徒は、道路交通法を遵守して生活する。

②保護者は、生徒が道路交通法に違反させないようにする。

③登下校等で違反があった場合、第2条（2）と同様の指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動を起こした生徒に対し、教育上、必要と認められる場合は特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。本校の定める指導段階は次の通りとする。なお、必要に応じて、三次市教育委員会等の関連機関と連携する。

第1段階：本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡

第2段階：第1段階の指導及び保護者との面談。問題が深刻な場合には直ちに保護者連絡を行い、来校要請後、今後の対応を協議する。

第3段階：第2段階の指導及び別に定める反省指導や関係機関との連携。

(1) 学校の規則等に違反する行為

- ①学習等に必要のない不要物の持ち込み
- ②携帯電話等の持込み
- ③情報機器等を介した誹謗中傷の書き込みや不正使用
- ④危険物や授業の妨げになるものを故意に持参または使用した場合
- ⑤服装・頭髪違反
- ⑥授業中の態度に問題がある場合（私語・怠惰・指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
- ⑦人としてマナーに反する言動等のいじめにつながると考えられる行為
- ⑧いじめ

※いじめの定義「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」

- ⑨通学違反
- ⑩登校後の無断外出、無断早退
- ⑪家出及び深夜徘徊
- ⑫無断アルバイト
- ⑬暴走族等、関係団体への加入及び参加
- ⑭不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑮指導に従わない行為（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）が繰り返される場合
- ⑯指導後の反省が見られない（繰り返し指導を受ける）行為
- ⑰教師への暴言

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

- ⑲不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑳金品強要
- ㉑その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒等の触法行為及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在等）
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤無免許運転及び同乗等交通違反
- ⑥性に関するもの
- ⑦薬物等乱用
- ⑧刃物等所持
- ⑨その他の法令・法規に違反する行為
- ⑩その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導の方法）

第 10 条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

- (1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。
 - ①別室反省指導の場合、反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。
 - ②反省指導期間中にある学校行事や生徒会行事、部活動の公式大会等への参加は、別途協議する。
- (2) 特別な指導の手順については、次の通りとする。
 - ①当該生徒、関係生徒から事情を聞き取り、事実確認を行う。
 - ②家庭連絡をし、保護者へ来校を要請する。
 - ③保護者に事実説明と指導内容、今後の指導方針等の確認をする。
 - ④当該生徒は、反省・改善点等を明らかにするとともに、別室で学習する。
 - ⑤担任・生徒指導部・教頭・校長が記録を確認した後、当該生徒は校長と面談して再度確認を行う。

(反省指導の実施)

第11条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

①口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2) 学校反省指導の期間

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③奉仕作業による反省指導

（1日→3日→5日）

④教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

⑤保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑥学校と保護者による協議

※発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(別室指導)

第12条 特別な指導のうち、別室指導は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 別室指導に該当する行為

①暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物損壊）

※器物損壊については、意図的な破壊行為に限る。

②度重なる授業妨害（授業者の指導に従わず、授業が成立しない場合）

③授業者の指示等に従わず、他の生徒に迷惑をかける場合

④染髪等をしてきた場合

⑤その他（いじめ、飲酒、喫煙等、学校の安全・安心が著しく損なわれる恐れのある場合）

(2) 別室指導の期間

①概ね1時間から5日とする。但し、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第13条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかつたのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員で確認する。

(2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3) 「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。また、保護者との連携を毎日行う。

(4) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束をする。また、この機会に学力補充も行う。今後の学校生活への展望を持たせる。

(5) 特別な指導に従わない場合は、保護者に連絡を取り、対応を協議する。状況が深刻な時には、関係機関と連携とともに、出席停止の措置をとる場合もある。

(6) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、指導が繰り返される場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(7) 反省期間については、形式的にならないよう、目的を明確にし、短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第 14 条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

(附則)

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 1 月 6 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 12 月 1 日改正

(令和 6 年度より施行)